

第74期定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年3月26日（木曜日）午前11時
（受付開始 午前10時）

開催場所 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター
サーティホール内 多目的小ホール

目次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬内容の改定 の件	
事業報告	18
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

証券コード 3950

ザ・リック株式会社

(証券コード 3950)
(発信日) 2026年3月6日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番3号

ザ・パック株式会社

代表取締役社長 仲 村 直 樹

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第74期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.thepack.co.jp/ir/information.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして銘柄名（ザ・パック）または証券コード（3950）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）

2. 場 所 大阪府大東市新町13番30号 大東市立総合文化センター
サーティホール内 多目的小ホール
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および計算書類の「個別注記表」、「株主資本等変動計算書」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正の必要が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ・本株主総会におきましては、下記ウェブサイトにて、事前質問の受付をさせていただきます。(https://www.thepack.co.jp/contact/shareholders_contact.html)
株主の皆様のご関心が高いと判断したご質問につきましては、総会終了後すみやかに当社ウェブサイトでご回答させていただきます予定です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

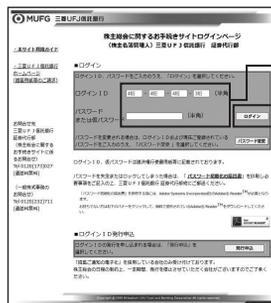
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第74期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金22円 総額1,222,849,540円
なお、2025年9月に中間配当金として1株につき19円33銭をお支払いしておりますので、通期では1株につき41円33銭となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

- (注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。
第74期中間配当金につきましては、便宜的に当該株式分割後の値に直して記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者 番号		氏名	性別	現在の地位	取締役会 出席回数
1	<input type="checkbox"/> 再任	瀧之上輝生 (たきのうえ てるお)	男	代表取締役会長	17回/17回
2	<input type="checkbox"/> 再任	仲村直樹 (なかむら なおき)	男	代表取締役社長	17回/17回
3	<input type="checkbox"/> 再任	芦田則男 (あしだ のりお)	男	常務取締役	17回/17回
4	<input type="checkbox"/> 再任	渡辺龍一 (わたなべ りゅういち)	男	常務取締役	13回/13回
5	<input type="checkbox"/> 再任	下村郁夫 (しもむら いくお)	男	取締役	17回/17回
6	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	西尾宇一郎 (にしお ういちろう)	男	取締役	17回/17回
7	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	笠原かほる (かさばら かほる)	女	取締役	17回/17回
8	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	堂本玲二 (どうもと れいじ)	男	取締役	13回/13回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">たきのうえ　てるお 瀧之上　輝　生 (1961年4月30日)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2008年1月 大阪製造事業部長 2011年3月 取締役 2012年1月 製造本部副本部長 2014年4月 生産事業本部長 2015年3月 常務取締役 2017年1月 製造本部長 2018年3月 専務取締役 2022年3月 代表取締役副社長 2025年3月 代表取締役会長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に製造関連部門の業務に従事し、現在は代表取締役会長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わっております。製造部門に関する豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	74,000株
2	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">なかむら　なおき 仲村直樹 (1965年6月5日)</p>	<p>1989年4月 当社入社 2008年1月 東京第一事業部三部部長 2013年1月 中四国事業部長 2017年1月 執行役員 2019年1月 常務執行役員 西日本事業本部長 2024年3月 常務取締役 2025年3月 代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業業務に従事し、現在は代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わっております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	24,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="text-align: center;">再任</div> あしだのりお 芦田 則男 (1963年11月20日)	1986年4月 当社入社 2011年1月 東京第四事業部長 2015年1月 執行役員 2019年1月 常務執行役員 東日本事業本部長 2020年3月 常務取締役 (現任) 2024年3月 営業本部長 2025年3月 製造本部長 (現任)	29,700株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役として製造本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
4	<div style="text-align: center;">再任</div> わたなべりゅういち 渡辺 龍一 (1964年1月9日)	1987年4月 当社入社 2015年1月 執行役員 2016年1月 東京第一事業部長 2019年1月 営業統括室長 (現任) 2021年1月 東京第二事業部長 2022年3月 常務執行役員 東日本事業本部長 2025年3月 常務取締役 (現任) 営業本部長 (現任)	19,200株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役として営業本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> 笠原 かほる (1961年12月14日)	1989年 3月 ピジョン株式会社入社 2010年 2月 ピジョンウィル株式会社代表取締役社長 2014年 2月 ピジョン株式会社 執行役員 国内ベビー・ママ事業副本部長 2015年 2月 ピジョン株式会社 執行役員開発本部長 2019年 2月 ピジョンマニュファクチャリング茨城 株式会社 取締役 2022年 3月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) モロゾフ株式会社社外取締役	2,400株
<p>【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】</p> 他社において役員を歴任される中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> 堂本 玲二 (1963年5月29日)	1986年 4月 株式会社住友銀行入行 2011年 4月 SMBC日興証券株式会社 近畿法人本部 部長 2013年 4月 株式会社三井住友銀行 船場法人営業部 部長 2015年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員 2019年 8月 SMBC日興証券株式会社 執行役員 2021年 3月 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 2024年 8月 Two Wheelsコンサルティング株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2025年 3月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 阪急電鉄株式会社社外監査役 阪急阪神不動産株式会社社外監査役	一株
<p>【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】</p> 金融業界で長年にわたり培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾宇一郎氏、笠原かほる氏および堂本玲二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、上記の三氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員として届け出ております。

3. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
4. 笠原かほる氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
5. 堂本玲二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
6. 西尾宇一郎氏、笠原かほる氏および堂本玲二氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、三氏は過去2年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく受ける予定もありません。また、三氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 当社は、西尾宇一郎氏、笠原かほる氏および堂本玲二氏との間で会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。
本議案が承認可決された場合、三氏と当社との間で責任限定契約を継続する予定です。
責任限定契約の内容は次のとおりであります。
 - ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の就任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

<ご参考>取締役候補者が有する主な専門性・経験等

候補者番号	氏名	現在の地位	独立性	性別	企業経営	経営企画・M&A	営業・マーケティング	製造・技術開発	財務・会計	人事・人材開発	法務・リスク管理	海外事業・国際経験	サステイナビリティ
1	瀧之上 輝生	代表取締役会長		男	○			○			○		○
2	仲村 直樹	代表取締役社長		男	○		○				○		○
3	芦田 則男	常務取締役		男	○		○	○				○	○
4	渡辺 龍一	常務取締役		男	○		○					○	○
5	下村 郁夫	取締役		男	○	○	○		○	○	○		○
6	西尾 宇一郎	社外取締役	○	男		○			○		○		○
7	笠原 かほる	社外取締役	○	女	○		○	○		○			○
8	堂本 玲二	社外取締役	○	男	○	○	○		○				○

(スキルマトリックス各項目の説明)

企業経営	多様に変化する経営環境を見極め、企業価値を高めるための適切な戦略・経営方針の策定および経営を行う。
経営企画・M&A	市場・競合他社に関する知識またはM&Aに関する知見を有し、中長期の経営計画の策定・管理を行う。
営業・マーケティング	製品および市場に関する豊富な知識を有し、顧客のニーズを的確に見定め、売上拡大・利益確保のための販売戦略を策定し実行する。
製造・技術開発	製品知識および生産ノウハウを有し、生産性の向上、品質維持の監督および研究・技術開発の促進を行う。
財務・会計	財務・会計・税務等に関する幅広い知識を有し、会社の経営状況を把握して課題の解決および財務戦略の策定を行う。
人事・人材開発	組織開発や人材教育・人材育成に関する経験が豊富であり、人的資本の増強を促進する。
法務・リスク管理	法務・ガバナンス・コンプライアンスの知識を有し、取締役会における経営監督の実効性向上のために適切なガバナンス体制の確立を推進する。
海外事業・国際経験	海外勤務経験や海外知識を有し、国際事業戦略の策定や監督を行う。
サステイナビリティ	企業を持続的に発展・成長させるために不可欠なサステイナビリティ経営の視点を備えている。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役伊藤晴康および玉越久義の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="text-align: center;"> 再任 いとう はるやす 伊藤 晴康 (1961年11月30日) </div>	1984年4月 当社入社 2016年1月 東京第二事業部二部部長 2019年1月 カンナル印刷株式会社常務取締役 2020年3月 カンナル印刷株式会社代表取締役社長 2022年2月 カンナル印刷株式会社退職 2022年3月 取締役 製造本部副本部長 2023年1月 品質管理統括部担当 2024年3月 奈良製造事業部長 2025年3月 常勤監査役(現任)	9,600株
		【監査役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門および当社子会社経営の業務に従事し、2025年より当社監査役を務めております。その知識および経験を当社監査に活かしていただくために、引き続き監査役候補者いたしました。	
2	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 たまこし ひさよし 玉越 久義 (1964年8月25日) </div>	1992年4月 弁護士登録 1998年8月 玉越法律事務所開設(現在に至る) 2015年3月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) トモシアホールディングス株式会社社外監査役	11,500株
		【社外監査役候補者とした理由】 長年培ってこられた弁護士としての専門知識と幅広い経験等を当社の監査に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 玉越久義氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は玉越久義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として指名し、同取引所に届け出ております。

3. 玉越久義氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 玉越久義氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、同氏は過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく受ける予定もありません。また、同氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、社外監査役候補者と当社との間で責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

当社は、2020年3月26日開催の第68期定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、当該株主総会における同議案に係る決議を「当初決議」という。）、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式報酬（以下、本議案において「本制度」という。）を導入しております。

今般、当社取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、かつ株価上昇および企業価値向上への貢献意欲をさらに高める目的で、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、付与の対象者、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の年額および本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を変更することをお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の取締役は8名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は8名となります。

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において役員報酬等の内容の決定方針を定めており、その概要は事業報告25ページに記載のとおりですが、本議案を承認いただいた場合には、その内容を改定することを予定しております。

また、本議案につきましては、社内取締役2名、社外取締役が過半数の3名の計5名にて構成され、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

改定の内容は以下のとおりです。

なお、以下の改定内容以外に、従来の本制度の内容に変更はありません。

（本制度に係る付与対象者）

現行	改定後
取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を含む）

（本制度に係る金銭報酬債権の上限）

現行	改定後
年額30百万円以内	年額100百万円以内

（本制度に係る株式総数の上限）

現行	改定後
規定なし	年8万株以内

(参考) 現行の譲渡制限付株式報酬の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から25年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という。）

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、または使用人その他これに準ずる地位を退任または退職した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、または使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

その他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、所得環境の改善や政府の経済対策などにより緩やかな景気回復が続く中で、インバウンド需要が国内消費を押し上げる効果は限定的となりました。また、食料品など身近な物の慢性的な価格上昇により、個人消費の回復は賃金・所得の伸びに比べて力強さを欠いた状況にありました。こうした中で、米国による関税引き上げによる悪影響が、日本経済を直接・間接的に下押しする大きなリスクとなっています。

米国の経済は、物価の上昇が消費行動に影響を与えていますが、依然として労働市場の需給はおおむね均衡しており、個人消費を下支えする環境が続いているものの関税政策により企業収益が圧迫されており、この影響が企業や家計の経済活動を下押しすることが懸念されます。

中国の経済は、政府の経済政策や社会支援策により国内消費を下支えするものの、失業率は横ばいの中で可処分所得は伸び悩んでおります。また、不動産市場は依然として低迷し、米国との貿易摩擦が与える不確実性が影響を及ぼすことから消費は減速しています。

このような状況の中、当社グループは、「進化 - パーパス経営・サステナブル経営のスタート -」を中期経営計画のスローガンに掲げ、連結売上高1,070億円、営業利益83億円（2025年12月期）の達成を目標としており、グループ全社が結束して新たな市場開拓、品質管理の改善などにより業績の向上に努めてまいりましたが、積極的な設備投資ならびに人的投資を進めたこともあり、当連結会計年度の業績は、売上高は1,031億25百万円（前期比1.6%増加）、営業利益は72億7百万円（前期比10.0%減少）、経常利益は75億32百万円（前期比9.1%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は60億24百万円（前期比4.6%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前期比	構成比
紙加工品事業	75,754百万円	103.6%	73.5%
化成品事業	13,322	98.7	12.9
その他事業	14,048	94.6	13.6
合計	103,125	101.6	100.0

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の73.5%を占めるこの部門では、紙袋（対連結売上高構成比31.1%）は、海外向けの販売が伸びた一方で、国内向けの販売は低調に推移し、同上売上高は320億44百万円（前期比0.5%減少）となりました。

紙器（同上構成比26.1%）は、食品を中心とした土産物市場やテイクアウト・宅配向けの食品容器ならびにEC市場向けパッケージの販売が堅調に推移した結果、同上売上高は269億16百万円（前期比4.0%増加）となりました。

段ボール（同上構成比14.3%）は、EC市場向けパッケージやメーカーの輸送用段ボールの販売が好調に推移したことで、同上売上高は147億43百万円（前期比13.2%増加）となりました。

印刷（同上構成比2.0%）は包装印刷を中心に新たな需要への取組みが寄与したことで、同上売上高は20億49百万円（前期比3.0%増加）となりました。

以上により、この部門の売上高は757億54百万円（前期比3.6%増加）となり、営業利益は65億67百万円（前期比8.4%減少）となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の12.9%を占めるこの部門では、食品向けの多様な軟包装が伸長しましたが、プラスチック製持ち帰り用袋および衛生用品向けパッケージの販売が減少したことで、同部門の売上高は133億22百万円（前期比1.3%減少）となり、営業利益は8億29百万円（前期比11.2%減少）となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の13.6%を占めるこの部門では、PASシステム（包装資材その他の製造・調達から在庫管理、納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム）に係る用度品等の販売が減少し、同部門の売上高は140億48百万円（前期比5.4%減少）となり、営業利益は11億99百万円（前期比4.9%減少）となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、35億22百万円であります。その主なものは、東京工場および大阪工場の製造設備ならびにシステム投資の増強です。

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金により賅っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 71 期 2022 年度	第 72 期 2023 年度	第 73 期 2024 年度	第 74 期 2025 年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	89,060	97,714	101,461	103,125
経 常 利 益 (百万円)	6,353	8,063	8,285	7,532
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,058	5,652	6,316	6,024
1 株当たり当期純利益 (円)	71.19	99.03	111.17	107.13
総 資 産 (百万円)	94,365	98,847	103,292	104,212
純 資 産 (百万円)	65,371	71,156	74,485	76,997
1 株当たり純資産額 (円)	1,145.49	1,245.48	1,321.50	1,384.90

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1 株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。第71期の期首に当該株式分割が実施されたと仮定し、1 株当たり当期純利益および1 株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 京 浜 特 殊 印 刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
日 幸 印 刷 (株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
(株) パ ッ ク タ ケ ヤ マ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
西 日 本 印 刷 工 業 (株)	45百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
カ ン ナ ル 印 刷 (株)	12百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
(株) 光 パ ッ ク ス 石 川	1百万円	100.00%	紙加工品の製造・販売
ザ・パックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	490万米ドル	94.90%	紙加工品の製造

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で日幸印刷株式会社を吸収合併しました。
 2. 当社は、2025年2月26日付で株式会社光パックス石川の株式を取得し、子会社化しました。

(4) 対処すべき課題

賃上げ率について高めの水準を維持する見込みとなり、緩やかに景気回復が進むことによって、家計の実質的な購買力が改善するとともに、個人消費が緩やかに増加することで景気を下支えし、エネルギー・食料価格を中心に物価上昇が鈍化することが期待されます。しかし、米国による経済・外交政策を受けた海外経済の行方や深刻化する人手不足が景気の回復力を弱める可能性もあることから先行き不透明な状況が続くものと予想しております。

このような経営環境の中、当社グループはサステナブル経営方針を策定し「パッケージを通して社会を豊かに、人を笑顔に」という存在意義（パーパス）のもと、パッケージのトータルソリューション企業として顧客満足度と業績の更なる向上を目指す所存であります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボールの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パクタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) (株)光パックス石川 ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装（上海）有限公司 特百嘉包装制品（常熟）有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パクタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装（上海）有限公司
その他事業	ギフト品、用度品、値札、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)パクタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装（上海）有限公司

(6) 主要な営業所および工場（2025年12月31日現在）

- ① 当 社
本 社 (大阪市東成区)
本部・支社 東日本事業本部（東京都渋谷区）、北海道支社（札幌市）、
東北支社（宮城県仙台市）、関東支社（千葉県松戸市）、横浜支社、
名古屋支社、京都支社、神戸支社、岡山支社、広島支社、
四国支社（愛媛県松山市）、福岡支社
- 大阪工場 (大阪府東大阪市)
奈良工場 (奈良県大和郡山市)
東京工場 (埼玉県日高市)
茨城工場 (茨城県日立市)
- ② 子 会 社
国 内 (株)京浜特殊印刷（横浜市瀬谷区）日幸印刷(株)（大阪府東大阪市）
(株)パッタケヤマ（愛知県津島市）西日本印刷工業(株)（福岡市博多区）
カンナル印刷(株)（大阪市淀川区）(株)光パックス石川（石川県加賀市）
ザ・パッカアメリカコーポレーション（米国）
海外 特百嘉包装（上海）有限公司（中国）
特百嘉包装制品（常熟）有限公司（中国）

(7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

紙加工品事業	化成品事業	その他事業	全社（共通）	全社使用人数 （合計）	全社前連結会計 年度末比増減
912名	112名	38名	161名	1,223名	27名増

(注) 上記のほか、執行役員14名および臨時使用人545名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
850名	12名減	40.4歳	16.3年

(注) 上記のほか、執行役員9名、子会社への出向者8名および臨時使用人438名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集
ご通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 230,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 59,700,000株
(自己株式4,115,930株を含む) |
| ③ 株主数 | 40,510名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率
公 益 財 団 法 人 森 田 記 念 福 祉 財 団	6,243千株	11.24%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 (信 託 口)	3,850	6.93
ザ ・ パ ッ ク 取 引 先 持 株 会 社	3,837	6.90
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	3,647	6.56
株 式 有 限 公 司 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,379	4.28
株 式 有 限 公 司 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (り そ な 銀 行 再 信 託 分 ・ 北 越 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 有 限 公 司 退 職 給 付 信 託 口)	2,189	3.94
大 王 製 紙 株 式 有 限 公 司	1,720	3.09
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,597	2.87
N A V F S E L E C T L L C	1,597	2.87
七 條 紙 商 事 株 式 有 限 公 司	1,423	2.56

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式4,115,930株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

⑤ 当事業年度中に会社役員に対し職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	15,300株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「非金銭報酬」および「取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	瀧之上 輝 生	
代表取締役社長	仲 村 直 樹	
常 務 取 締 役	芦 田 則 男	製造本部長
同	渡 辺 龍 一	営業本部長、営業統括室長
取 締 役	下 村 郁 夫	コーポレート本部長
同	西 尾 宇 一 郎	公認会計士、税理士 関西学院大学名誉教授 新家工業株式会社社外取締役（監査等委員） ケイミュー株式会社社外監査役
同	笠 原 か ほ る	モロゾフ株式会社社外取締役
同	堂 本 玲 二	阪急電鉄株式会社社外監査役 阪急阪神不動産株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	高 木 康 宏	
同	伊 藤 晴 康	
監 査 役	玉 越 久 義	弁護士 トモシアホールディングス株式会社社外監査役
同	岩 瀬 哲 正	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役西尾宇一郎、笠原かほるおよび堂本玲二の三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役玉越久義および岩瀬哲正の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西尾宇一郎氏、取締役笠原かほる氏、取締役堂本玲二氏、監査役玉越久義氏および監査役岩瀬哲正氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役玉越久義氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩瀬哲正氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2025年3月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、野田伸二氏は監査役を辞任いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社グループの取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険により、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外とすること等の定めにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

④ 取締役および監査役の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各取締役の職責を踏まえて適正な水準とすることを基本方針とします。そのうえで、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役には、その職務の性質上、固定報酬のみを支払います。また、その各報酬額は、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲において、社外取締役が委員長を務め、かつ社外取締役が員数の過半数を占める任意の報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決議しています。監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみであり、その決定は監査役の協議によります。

2. 固定報酬

固定報酬は、職務執行の対価として役位、職責に応じてあらかじめ決められた基準報酬を月例の金銭報酬として支払います。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬としては賞与があります。

賞与は、短期的な業績向上と企業価値向上へのインセンティブであることから、単年度の連結営業利益を指標とし、その一定比率を支給原資としています。各取締役の担当事業への貢献度を勘案のうえ、報酬委員会において決定し、毎年一定の時期に支払います。当該指標を選出した理由は、経営陣としての成果および責任を客観的に確認できるためです。

2025年度の業績連動報酬の指標である連結営業利益は、7,207百万円であります。

4. 非金銭報酬

非金銭報酬としては、株式報酬型ストックオプションおよび譲渡制限付株式報酬があります。

(株式報酬型ストックオプション)

株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役の動機を高めることを目的とし、当社株式の新株予約権を取締役に付与するものです。

新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率(売上高・営業利益)が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使できないこととしています。

なお、ストックオプションは、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、すでに付与済みのものを除き廃止し、以後、新たに発行しないこととしております。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、株主との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を目的として上記の株式報酬型ストックオプションに代えて導入された報酬制度です。当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当を受けます。その後、取締役が退任した場合に、本割当株式の譲渡制限が解除されます。

5. 固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、現在のところ方針を定めておりません。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

1. 委任を受ける者の地位・担当

任意の報酬委員会を構成する代表取締役社長 仲村直樹、取締役(コーポレート本部長) 下村郁夫、社外取締役 西尾宇一郎、社外取締役 笠原かほるおよび社外取締役 堂本玲二

委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには報酬委員会が適していると判断したためです。

2. 委任する権限の内容

取締役の報酬額配分

3. 委任者により権限が適切に行使されるようにするための措置

任意の報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任された5名の取締役で構成され、そのうち3名は独立社外取締役とします。なお、委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定します。

⑥ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外除く)	259	207	34	17	7
監査役 (社外除く)	43	43	—	—	3
社外取締役	30	30	—	—	4
社外監査役	13	13	—	—	2

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額34百万円及び社内取締役に付与した譲渡制限付株式報酬17百万円を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査役の員数は4名です。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、2020年3月26日開催の第68期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名です。

⑦ その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

- ・重要な兼職先と当社との関係

取締役西尾宇一郎氏、笠原かほる氏および堂本玲二氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況および期待される役割の概要
西 尾 宇一郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席いたしました。公認会計士および税理士としての専門的知識および豊富な経験に基づき発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として当事業年度に開催された各委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当該委員会の決定過程における監督機能を担っております。
笠 原 かほる	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席いたしました。他社役員を歴任する中で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として当事業年度に開催された各委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当該委員会の決定過程における監督機能を担っております。
堂 本 玲 二	2025年3月26日の就任以降に開催された取締役会13回の全ておよびその他重要な会議に出席いたしました。他社役員を歴任する中で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として当事業年度に開催された各委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当該委員会の決定過程における監督機能を担っております。

ロ. 監査役

- ・重要な兼職先と当社との関係
監査役玉越久義氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
玉 越 久 義	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回の全ておよびその他重要な会議に出席して、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
岩 瀬 哲 正	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会13回の全ておよびその他重要な会議に出席して、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	61,667	流 動 負 債	25,920
現金及び預金	24,061	支払手形及び買掛金	13,593
受取手形	3,997	電子記録債務	6,014
売掛金	20,812	1年内返済予定の長期借入金	128
有価証券	2,000	未払法人税等	1,510
商品及び製品	7,271	賞与引当金	309
仕掛品	1,139	役員賞与引当金	50
原材料及び貯蔵品	1,033	その他	4,313
その他	1,384	固 定 負 債	1,294
貸倒引当金	△32	長期借入金	334
固 定 資 産	42,544	退職給付に係る負債	306
有 形 固 定 資 産	30,352	繰延税金負債	623
建物及び構築物	8,338	その他	30
機械装置及び運搬具	9,786	負 債 合 計	27,214
工具、器具及び備品	329	純 資 産 の 部	
土地	11,238	科 目	金 額
建設仮勘定	659	株 主 資 本	74,186
無 形 固 定 資 産	4,310	資 本 金	2,553
投 資 そ の 他 の 資 産	7,881	資 本 剩 余 金	3,164
投資有価証券	6,114	利 益 剩 余 金	72,954
退職給付に係る資産	1,017	自 己 株 式	△4,485
繰延税金資産	123	その他の包括利益累計額	2,791
その他	679	その他有価証券評価差額金	1,624
貸倒引当金	△52	為替換算調整勘定	625
資 産 合 計	104,212	退職給付に係る調整累計額	541
		新 株 予 約 権	18
		純 資 産 合 計	76,997
		負 債 純 資 産 合 計	104,212

連結損益計算書

(自 2025年1月1日)
至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		103,125
売上原価		77,674
売上総利益		25,451
販売費及び一般管理費		18,243
営業利益		7,207
営業外収入		
受取利息	138	
受取配当金	169	
受取貸付料	40	
その他	49	398
営業外費用		
支払利息	7	
貸入原価	6	
為替差損	28	
自己株式取得費用	1	
その他	29	74
経常利益		7,532
特別利益		
投資有価証券売却益	1,377	
固定資産売却益	2	1,379
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	10	
投資有価証券評価損	41	52
税金等調整前当期純利益		8,859
法人税、住民税及び事業税	2,772	
法人税等調整額	62	2,834
当期純利益		6,024
親会社株主に帰属する当期純利益		6,024

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,093	流動負債	22,432
現金及び預金	17,312	支払手形	1,136
受取手形	3,270	電子記録債権	5,117
売掛金	17,663	買掛金	11,205
有価証券	1,500	未払金	1,070
商品及び製品	6,571	未払法人税等	1,322
仕掛品	842	未払消費税等	550
材料及び貯蔵品	788	賞与引当金	275
立替金	757	役員賞与引当金	44
その他の金	1,413	設備関係支払手形	652
貸倒引当金	△27	その他	1,057
固定資産	39,928	負債合計	22,432
有形固定資産	25,912	純資産の部	
建物	6,845	科 目	金 額
構築物	59	株主資本	66,026
機械及び装置	8,356	資本金	2,553
車両運搬具	7	資本剰余金	3,152
工具、器具及び備品	281	資本準備金	2,643
土地	9,750	その他資本剰余金	508
建設仮勘定	611	利益剰余金	64,806
無形固定資産	4,215	利益準備金	449
借地権	30	その他利益剰余金	64,357
ソフトウェア	1,368	買換資産圧縮積立金	68
その他	2,817	別途積立金	47,201
投資その他の資産	9,801	繰越利益剰余金	17,087
投資有価証券	5,477	自己株式	△4,485
関係会社株式	2,454	評価・換算差額等	1,544
関係会社出資金	58	その他有価証券評価差額金	1,544
長期貸付金	1,107	新株予約権	18
破産更生債権等	9		
前払年金費用	229		
繰延税金資産	155		
その他の金	408		
貸倒引当金	△99		
資産合計	90,022	純資産合計	67,590
		負債純資産合計	90,022

損 益 計 算 書

(自 2025年1月1日)
至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		88,437
売上原価		66,398
売上総利益		22,038
販売費及び一般管理費		15,737
営業利益		6,300
受取配当金	135	
受取利息	150	
その他収入	74	360
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入	52	
為替差	30	
その他	5	89
経常利益		6,572
特別利益		
投資有価証券売却益	1,377	
固定資産売却益	0	1,377
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	9	
投資有価証券評価損	41	51
税引前当期純利益		7,897
法人税、住民税及び事業税	2,438	
法人税等調整額	55	2,494
当期純利益		5,403

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ザ・パックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パックス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けのほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

ザ・パック株式会社 監査役会

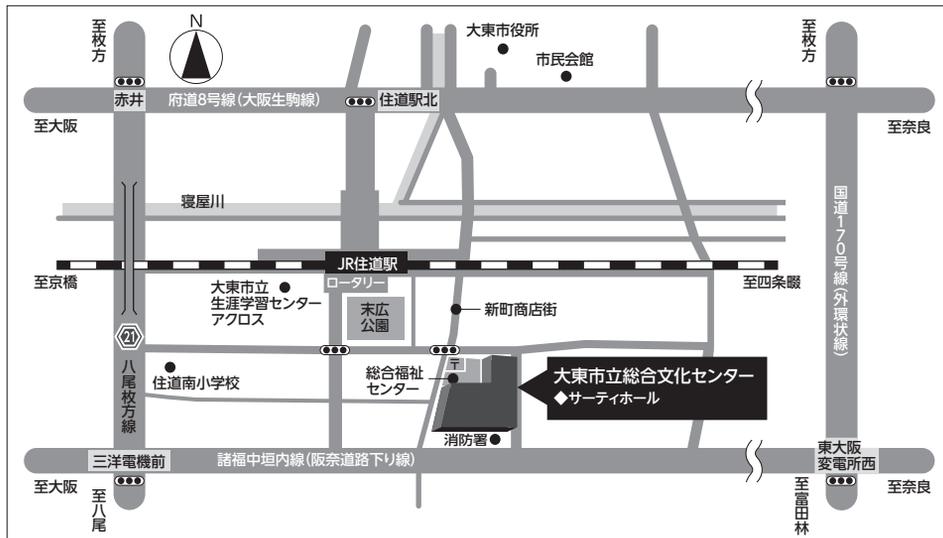
常勤監査役	高木康宏	印
常勤監査役	伊藤晴康	印
監査役	玉越久義	印
監査役	岩瀬哲正	印

(注) 監査役玉越久義及び監査役岩瀬哲正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内

会 場 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター サーティホール内
多目的小ホール

お問い合わせ先 TEL 06-4967-1221(ザ・パック本社)



●交通のご案内

JR学研都市線『住道駅』下車、徒歩約7分(500m)

住道駅大東コミュニティバス(30405系統)乗車→総合文化センターバス停下車より1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※ご出席の皆様へのお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。